事　務　連　絡
令和８年11月１日

関係事業所　各位

始良市長寿・障害福祉課長

障害児通所支援の利用者負担上限月額の上限額管理に係る取扱いについて（通知）

日頃から、本市の福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、障害児通所支援の利用者負担上限月額の上限額管理に係る取扱いについて、次のとおり通知いたします。

１．上限額管理事務の徹底について

複数事業所の利用があり、本来上限額管理が必要な状況にある児童についても、上限額管理事業所が設定されていないケースが見受けられます。

複数事業所の利用があるものの、通所受給者証の「利用者負担上限額管理事業所名（P33・(五)）」に事業所の記載が無い場合、把握している他の利用事業所及び保護者と調整の上、上限額管理事業所を決定し、保護者より「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」(様式第１号)を提出していただくよう、ご協力願います。

担当係としては、新規利用開始及び更新利用申請時に上限額管理事業所の設定がない場合、通所受給者証（P33・(五)）の特記事項欄に「複数事業所利用の場合は、上限管理事業所の設定が必要です。」と記載する事とします。

なお、次の点に留意願います。

【留意点】

- 利用者負担が０円の場合及び国の無償化対象期間（３歳到達後最初の４月１日から就学までの期間）の場合においては、上限額管理は不要です。
- 上限額管理事業所は原則、契約日数の多い事業所となります。
- 「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」の提出がなされた月のサービス提供分から上限額管理事務を実施してください。
- これまで、本来上限額管理が必要な状況にある児童について、上限額管理事業所が設定されていない場合の各事業所からの請求は返戻しておりませんでしたが、令和９年１月サービス提供分より、返戻することとしますので、ご了承願います。

２．同一世帯で複数児童が障害児通所支援を利用している場合の上限額管理について

同一世帯に障害児通所支援を利用する児童が複数おり、同一の保護者が支給決定を受けている場合、児童にかかる利用者負担上限月額をそれぞれ負担するのではなく、世帯でその利用者の負担上限月額を超えないように上限額管理を行う必要があります。詳細については、「利用者上限額の管理について（障害児用）2026年11月版　P4～」を参照いただき、ご対応願います。

【問合せ先】
始良市役所　福祉部
長寿・障害福祉課　障害者福祉係
☎（0995）55-8140（直通）

P29~ 対応する漢数字に合わせて貼付してください

【記載例】

（五）

利用者負担に関する事項	
負担上限 月　額	0 円
適用期間	令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで
食事提供加算対象者	非該当
適用期間	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	**非該当**
利用者負担 上限額管理事業所名	
特記事項欄 **複数事業所利用の場合は、 上限管理事業所の設定が必要です。**	
予備欄 ＊障害児通所給付費に係る利用者負担額については姶良市で助成	